

島政政第960号

令和5年10月27日

島本町情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 有澤 知子 様

島本町長 山田 紘平



「島本町情報公開制度の趣旨と解説」の改訂について（諮問）

標記の件につきまして、島本町情報公開条例第12条第2項の規定に基づき、
下記の項目について貴審議会の意見を求めます。

記

（意見を求める事項）

・「島本町情報公開制度の趣旨と解説」の改訂について

前回の改訂から5年が経過し、その間、情報提供に係る要領の制定や、個人情報
の保護に関する法律の改正による島本町個人情報保護制度の見直しなどによ
り冊子「情報公開制度の趣旨と解説」の改訂が必要となるため。

以上